

第 90 回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年 8月28日（木曜日）午前10時
受付開始：午前 9 時

開催場所

大阪府河内長野市寿町 6 番25号
当社本店 2 階 会議室

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件

目 次

第90回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告	28
株主総会参考書類	35

・本株主総会における事前の議決権行使につきましては、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、書面（郵送）により行使いただく方法がございます。

・株主総会当日のお土産の配布はございません。

・本株主総会の会場変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）にてお知らせいたします。

証券コード 5967

(発送日) 2025年8月7日

(電子提供措置の開始日) 2025年8月5日

株 主 各 位

(本店所在地)
大阪府河内長野市寿町6番25号
(本社)
東京都荒川区東日暮里四丁目7番5号

TONE株式会社

代表取締役
社長執行役員 矢野大司郎

第90回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第90回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tonetool.co.jp/ir/stockholders.php>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「TONE」または「コード」に当社証券コード「5967」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご来場されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月27日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府河内長野市寿町6番25号
当社本店2階 会議室
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第90期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第90期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

株主総会に関するご留意事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社では、環境に配慮して軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても、熱中症対策として、軽装にてご出席ください。
- 議場における報告事項や議案の詳細は説明を省略させていただくなどにより、効率的に議事を進めさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の「当社ウェブサイト」および「東証ウェブサイト」において、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 「定時株主総会決議ご通知」につきましては、本招集ご通知に記載の前記の「当社ウェブサイト」に掲載させていただきます。
- 株主総会へのご出席にあたりサポートが必要な株主さまは、以下の連絡先まで事前にご相談ください。

TONE株式会社 管理部
電話番号：0721-51-1386（受付時間：平日 午前9時～午後5時25分）
メールアドレス：tone-ir@tonetool.co.jp

事業報告

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費においては緩やかな改善傾向が続き、インバウンド需要も好調を持続している一方で、企業の積極的な設備投資は落ち着いており、景況感の改善には足踏みが見られます。また、ウクライナ及び中東情勢不安による原材料やエネルギー価格等のコスト高に加え、米国の関税政策に対する警戒感により、先行きは依然として不透明な状況であります。

このような経営環境の中で、当社グループは「『ボルディング・ソリューション・カンパニー』として社会の発展に貢献し、地球上になくてはならない企業をめざす。」ことを企業理念に掲げ、「ボルト締結分野」においてお客さまが求める価値を的確に捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に保有技術を有効的に活用し、より多くのお客さまに「ボルト締結」に最適な手段を提供するとともに、「締結」に関する課題解決を通じて「満足」「感動」「価値」を提供してまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は75億9千1百万円（前年同期比0.2%増）となりました。また、利益面では営業利益は10億2百万円（前年同期比10.9%減）、経常利益は10億9千1百万円（前年同期比13.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は7億8千7百万円（前年同期比16.5%減）となりました。

部 門	当連結会計年度売上高	構 成 比	前 連 結 会 計 年 度 比
作 業 工 具 類	4,690百万円	61.8%	101.3%
機 器 類	2,900	38.2	98.4
合 計	7,591	100.0	100.2
う ち 輸 出 高	1,526	20.1	103.1

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において、主に新工場建設用地取得等に総額1億8千万円、機械及び装置に総額3千8百万円の設備投資を行いました。その所要資金は、自己資金によって充たいたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原材料や物流コスト等の上昇や金融政策の変化に伴う景気減速懸念に加え、ウクライナ及び中東情勢等の地政学リスクや米国の関税政策の影響等があり、今後の見通しは不透明であります。

このような厳しい環境のなかで、「ボルト締結分野」における競争優位性の高い新製品群の投入に加え、徹底した原価軽減により競争力の強化を図るとともに、海外拠点の安定稼働とグループ全体の製造・物流・販売体制の最適化を図ってまいります。

また、品質と信頼の世界ブランド「TONE」の確立をめざし、製品とサービスの拡充、卓越した技術力でお客さまに「満足」「感動」「価値」を提供し続けてまいりますとともに、世界に冠たる総合工具メーカーとしての地位を一段と揺るぎないものとするため、全社グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期 当連結会計年度
売上高	6,446百万円	6,800百万円	7,578百万円	7,591百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	692百万円	866百万円	942百万円	787百万円
1株当たり 当期純利益	32.18円	40.10円	42.67円	35.94円
純資産	8,514百万円	9,726百万円	10,670百万円	11,298百万円
1株当たり 純資産	394.91円	436.97円	488.80円	515.28円
総資産	9,972百万円	11,345百万円	14,873百万円	14,531百万円

(注) 2022年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、また、2025年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2022年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TONE ALPHA株式会社	10百万円	100.0%	作業工具類、機器類の販売
TONE VIETNAM CO., LTD.	700,000米ドル	100.0%	作業工具類、機器類の製造、販売
TONE AMERICAS, INC.	1,000,000米ドル	100.0%	作業工具類、機器類、その他関連の部品、製品、用品の販売・貿易

(6) 主要な事業内容

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

部 門	製 品 名
作 業 工 具 類	ソケットレンチ、トルクレンチ、エアーツール、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバ、特殊工具、工具セット、工具収納器具他
機 器 類	シャーレンチ、建方1番、ナットランナー、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジトルク、その他の締付機器

(7) 主要な営業所および工場

- ① 当社
営 業 所：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
工 場：本店・河内長野工場（大阪府河内長野市）、富田林工場（大阪府富田林市）、TONE SQUARE（大阪府富田林市）
- ② 連結子会社（国内）
TONE ALPHA株式会社（大阪府富田林市）
- ③ 連結子会社（海外）
TONE VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、TONE AMERICAS, INC.（アメリカ）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
160名	5名増

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計22名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
111名	16名減	43.1歳	18.0年

(注) 前事業年度末比の減少は、子会社への転籍によるものであります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社関西みらい銀行	333百万円
日本生命保険相互会社	332
株式会社北陸銀行	328
株式会社大垣共立銀行	291
株式会社りそな銀行	246

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,226,000株
 (2) 発行済株式の総数 23,426,000株 (うち自己株式 478,738株)
 (3) 株 主 数 3,601名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
スパイラルキャピタルパートナーズ株式会社	3,104千株	13.52%
中央自動車工業株式会社	2,000	8.71
日本生命保険相互会社	1,133	4.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,019	4.44
株式会社山善	954	4.15
TONE株式会社従業員持株会	827	3.60
アスカ株式会社	800	3.48
株式会社北陸銀行	760	3.31
株式会社関西みらい銀行	760	3.31
INTERACTIVE BROKERS LLC	614	2.67

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。
 2. 「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式1,019,683株は、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

役 員 区 分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役 （監査等委員である取締役 および社外取締役を除く。）	76,000	3

（注）当社は、2025年3月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は、本株式分割後の株式数に換算して記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、2019年8月29日開催の第84回定時株主総会開催の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度においては、2024年8月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月20日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対し、自己株式76,000株の処分を行っております。
- ②当社は、2024年12月26日開催の取締役会の決議に基づき、2025年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は19,613,000株、発行済株式の総数は11,713,000株それぞれ増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	矢 野 大 司 郎	販売生産管理部担当、管理部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	平 尾 元 宏	開発部長、品質保証部長 TONE ALPHA株式会社 代表取締役社長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	平 尾 昌 彦	営業本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	井 上 昌 良	TONE ALPHA株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長 永大産業株式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員） ネクサス監査法人 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	雨 宮 沙 耶 花	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 株式会社スタジオアリス 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）粕井隆氏は、経営コンサルタントとして長年の実績があり、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）松井大輔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）雨宮沙耶花氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を可能とすべく、井上昌良氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査に対する透明性を確保するため、また、「6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に沿った監査の実効性を確保していることから、監査等委員会は取締役（常勤監査等委員）1名と独立の社外取締役（非常勤）である取締役（監査等委員）3名で構成しております。

5. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
松 村 昌 造	取締役会長	取締役相談役	2024年6月1日
	取締役相談役	—	2024年8月28日
矢 野 大司郎	取締役社長（代表取締役） 製造部担当 管理部担当	代表取締役 社長執行役員 販売生産管理部担当 管理部担当	2024年8月28日
平 尾 元 宏	常務取締役 開発部担当 品質保証部長	常務取締役 開発部担当 品質保証部長 TONE ALPHA株式会社 代表取締役社長	2024年7月26日
	常務取締役 開発部担当 品質保証部長 TONE ALPHA株式会社 代表取締役社長	取締役 常務執行役員 開発部長 品質保証部長 TONE ALPHA株式会社 代表取締役社長	2024年8月28日
平 尾 昌 彦	取締役 営業本部長	取締役 上席執行役員 営業本部長	2024年8月28日
井 上 昌 良	執行役員 管理部長 TONE ALPHA株式会社 監査役	取締役（常勤監査等委員） TONE ALPHA株式会社 監査役	2024年8月28日
粕 井 隆	取締役（監査等委員） 東邦ビジネスコンサルタント 株式会社 代表取締役社長	取締役（監査等委員） 東邦ビジネスコンサルタント 株式会社 代表取締役社長 永大産業株式会社 社外取締役	2024年6月27日
松 井 大 輔	取締役（監査等委員） 松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員） 神陽監査法人 代表社員	取締役（監査等委員） 松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）	2024年6月30日
	取締役（監査等委員） 松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）	取締役（監査等委員） 松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員） ネクサス監査法人 代表社員	2024年7月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 井上昌良氏、社外取締役 粕井隆氏、松井大輔氏および雨宮沙耶花氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年4月14日開催の取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議する内容について役員報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会において決議された決定方針と整合していることや、役員報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ.基本方針

当社の役員報酬等は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上および経営能力の最大限の発揮と取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員でない取締役（以下、「業務執行取締役」といいます。）の役員報酬は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬、株式報酬により構成されております。

また、監査等委員である取締役の役員報酬は、企業業績に左右されずに業務執行取締役の職務内容を監査・監督する立場を考慮して、基本報酬（固定報酬）のみで構成されており、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株式報酬）は支給しないこととします。

ロ.基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、同業他社や同規模企業の支給水準、業績との連動性、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定するものとします。

ハ.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、企業活動の最終的な利益である連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「連結当期純利益」といいます。）が取締役の責任と権限を持って会社経営を行った最終結果の利益であり、取締役の成果を最終的に判断できるもので

あることから業績指標として妥当であると判断しております。また、連結当期純利益（業績連動報酬控除前）が一定の基準未満の場合および年間配当金が一定の金額未満の場合には支給しないこととしております。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、7億8千7百万円であります。

業績連動報酬等は、各連結会計年度の連結当期純利益（業績連動報酬控除前）に、役位別に定めた支給乗率を乗じて算出し、定時株主総会終結後、2週間以内に支払うこととします。

非金銭報酬等は、株式報酬として譲渡制限付株式を、定時株主総会終結後1ヶ月以内に役位に応じて付与します。

実質的に在任期間中継続的に自社株を所有することで、株主価値の共有を中長期的に実現することを図るため、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は30年としております。

二.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社や同規模企業の支給水準を踏まえた報酬割合とし、役員報酬諮問委員会において検討を行います。取締役は役員報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

報酬総額に占める報酬割合（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を除く。）は、業績および株価により変動するものの、概ね、基本報酬（固定報酬）60%、変動報酬（業績連動報酬等と非金銭報酬等）40%とします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

2019年8月29日開催の第84回定時株主総会において、上記報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権として、年額3,600万円以内、株式数の上限を年15,000株以内（監査等委員である取締役および社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

また、2022年8月26日開催の第87回定時株主総会において、上記報酬等の総額は変更せず、その内枠である譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額3,600万円以内から年額6,000万円以内に改定することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名であります。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）であります。

(注) 当社は、2022年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、また、2025年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。つきましては、2025年3月1日以降、譲渡制限付株式報酬制度における株式数の上限である年15,000株以内については、年150,000株以内に調整しております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動等 報酬	非金銭等 報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	143,928	73,334	22,000	48,593	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29,250 (18,900)	29,250 (18,900)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	173,178 (18,900)	102,584 (18,900)	22,000 (—)	48,593 (—)	8 (3)

- (注) 1. 上表には、2024年8月28日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役7名（うち社外取締役3名）であります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名
取締役 (監査等委員)	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長 永大産業株式会社 社外取締役 当社と上記2法人との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 大丸エナウイン株式会社 社外取締役(監査等委員) ネクスス監査法人 代表社員 当社と上記3法人との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	雨 宮 沙耶花	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 株式会社スタジオアリス 社外取締役(監査等委員) 当社と弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に顧問契約を締結して おりますが、取引金額は僅少であります。また、当社と株式会社 スタジオアリスとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	粕 井 隆	当事業年度開催の取締役会12回すべて、監査等委員会8回すべてに出席し、経営コンサルタントとして数多くの企業で経営コンサルティング業務に従事した実績に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会5回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たすとともに、役員指名諮問委員・役員報酬諮問委員を務め、取締役の選定や報酬制度について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	松 井 大 輔	当事業年度開催の取締役会12回すべて、監査等委員会8回すべてに出席し、公認会計士、税理士として会計および税務分野において豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会5回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たすとともに、役員指名諮問委員・役員報酬諮問委員を務め、取締役の選定や報酬制度について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	雨 宮 沙耶花	当事業年度開催の取締役会12回すべて、監査等委員会8回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門的な知識に基づき、発言を行っております。また、監査等委員協議会5回すべてに出席し、経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割・責務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TONE VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) **当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとする。
 - ② 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。
 - ③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。
 - ④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。
 - ⑤ 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図ることとする。
 - ⑥ 企業内不祥事の発生を抑止するため内部通報窓口（内部通報に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図ることとする。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。
 - ② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。
- (3) **当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。
 - ② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。
 - ③ 当社および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

- (4) **当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。
 - ② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (5) **当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
子会社の取締役は、子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項について、当社に報告するものとする。
- (6) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導するものとする。
 - ② 内部監査室は、子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行うこととする。
- (7) **当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社の監査等委員会は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
 - ② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることとする。
 - ③ 上記補助者は、当社の監査等委員会の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならない。
- (8) **当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ② 上記にかかわらず、監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

- ③ 当社グループの役職員は、当社または子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等に関して、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとする。

(9) (8)を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員会への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとし、不利益な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。
- ② 監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 代表取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価するものとする。
- ② 内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告するものとする。
- ③ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役に管理部門および経営企画部門の部門長を含めたメンバーで毎月1回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月1回取締役および各部門長で経営執行会議を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

8. 反社会的勢力排除に関する基本方針

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- (2) 当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、経営環境、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案して、最適な利益配当を決定しております。

利益配分につきましては、企業体質の強化を図りながらも、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、新製品開発、生産・販売体制の強化および品質向上を目的とする設備投資などに活用したいと考えております。

このような方針の下、将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、当期末の配当につきましては、2025年7月11日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき	9円 (注)
配当総額	206,525,358円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年8月8日

(注) 当社は、2025年3月1日付で、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますので、当期の期末配当金は、当該株式分割後の配当金額となります。なお、当該株式分割前の金額に換算すると、当期の期末配当金は18円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数、議決権の所有割合、持株比率は、表示単位未満を切り捨てて、その他の比率は表示単位未満を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	8,715,492	流 動 負 債	1,377,045
現 金 及 び 預 金	1,913,048	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	440,246
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,717,075	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	359,560
商 品 及 び 製 品	2,929,770	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	7,000
仕 掛 品	478,523	未 払 法 人 税 等	137,485
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,598,727	賞 与 引 当 金	80,471
そ の 他	84,629	未 払 金	203,092
貸 倒 引 当 金	△6,282	未 払 費 用	51,755
固 定 資 産	5,816,414	そ の 他	97,433
有形固定資産	3,126,707	固 定 負 債	1,856,073
建 物 及 び 構 築 物	1,099,890	長 期 借 入 金	1,401,378
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	191,343	社 債	36,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	59,553	繰 延 税 金 負 債	316,372
土 地	1,585,089	資 産 除 去 債 務	3,780
建 設 仮 勘 定	190,830	長 期 未 払 金	1,400
無形固定資産	30,875	株 式 給 付 引 当 金	93,143
ソ フ ト ウ エ ア	28,259	そ の 他	4,000
そ の 他	2,616	負 債 合 計	3,233,118
投資その他の資産	2,658,831	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	2,293,262	株 主 資 本	10,356,741
退 職 給 付 に 係 る 資 産	31,914	資 本 本 金	605,000
そ の 他	333,654	資 本 剰 余 金	807,813
資 産 合 計	14,531,906	利 益 剰 余 金	9,556,164
		自 己 株 式	△612,235
		その他の包括利益累計額	942,046
		その他有価証券評価差額金	858,290
		為 替 換 算 調 整 勘 定	83,756
		純 資 産 合 計	11,298,788
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,531,906

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		7,591,635
売 上 原 価		4,628,499
売 上 総 利 益		2,963,135
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,961,061
営 業 利 益		1,002,073
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	76,966	
保 険 解 約 返 戻 金	47,628	
そ の 他	25,261	149,856
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,595	
社 債 利 息	458	
為 替 差 損	37,390	
そ の 他	2,913	60,356
経 常 利 益		1,091,573
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,091,573
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	298,461	
法 人 税 等 調 整 額	6,064	304,525
当 期 純 利 益		787,047
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		787,047

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年6月1日残高	605,000	803,548	9,003,546	△660,421	9,751,673
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△234,430		△234,430
親会社株主に帰属する当期純利益			787,047		787,047
自己株式の処分		4,265		48,185	52,451
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	4,265	552,617	48,185	605,068
2025年5月31日残高	605,000	807,813	9,556,164	△612,235	10,356,741

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2024年6月1日残高	834,272	84,459	918,731	10,670,404
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△234,430
親会社株主に帰属する当期純利益				787,047
自己株式の処分				52,451
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	24,017	△702	23,315	23,315
連結会計年度中の変動額合計	24,017	△702	23,315	628,383
2025年5月31日残高	858,290	83,756	942,046	11,298,788

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	8,289,819	流 動 負 債	1,407,826
現 金 及 び 預 金	1,515,988	支 払 手 形	13,431
受 取 手 形	2,150	電 子 記 録 債 務 金	58,070
電 子 記 録 債 権	78,188	買 掛 金	419,898
売 掛 金	1,659,594	1年内返済予定の長期借入金	359,560
商 品	1,484,932	1年内償還予定の社債	7,000
製 品	1,331,495	未 払 金	230,365
原 材 料	1,267,693	未 払 費 用	48,909
仕 掛 品	478,523	未 払 法 人 税 等	118,880
貯 蔵 品	44,420	預 り 金	9,272
前 払 費 用	55,394	賞 与 引 当 金	80,471
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	22,700	そ の 他	61,967
未 収 入 金	351,568	固 定 負 債	1,859,201
そ の 他 金	3,449	長 期 借 入 金	1,401,378
貸 倒 引 当 金	△6,282	長 社 債 金	36,000
固 定 資 産	5,957,583	長 延 税 金 未 払 負 債	1,400
有 形 固 定 資 産	2,926,691	繰 上 資 産 除 去 債 務 金	326,917
建 物	890,701	株 式 給 付 引 当 金	3,780
構 築 物	46,715	預 り 保 証 金	87,425
機 械 及 び 装 置	145,902	負 債 合 計	2,300
車 両 運 搬 具	9,134	(純 資 産 の 部)	3,267,027
工 具 、 器 具 及 び 備 品	58,317	株 主 資 本	10,122,085
土 地	1,585,089	資 本 金	605,000
建 設 仮 勘 定	190,830	資 本 剰 余 金	807,813
無 形 固 定 資 産	30,853	資 本 準 備 金	163,380
ソ フ ト ウ エ ア	28,237	そ の 他 資 本 剰 余 金	644,432
そ の 他	2,616	利 益 剰 余 金	9,321,507
投 資 其 他 の 資 産	3,000,039	利 益 準 備 金	151,250
投 資 有 価 証 券	2,293,262	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,170,257
関 係 会 社 株 式	181,547	配 当 準 備 金	40,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	323,463	別 途 積 立 金	530,000
保 険 積 立 金	147,581	圧 縮 積 立 金	209,051
前 払 年 金 費 用	31,914	繰 越 利 益 剰 余 金	8,391,206
そ の 他	22,268	自 己 株 式	△612,235
資 産 合 計	14,247,402	評 価 ・ 換 算 差 額 等	858,290
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	858,290
		純 資 産 合 計	10,980,375
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,247,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

科 目	金 額
売上高	7,519,474
売上原価	4,735,638
売上総利益	2,783,835
販売費及び一般管理費	1,849,739
営業利益	934,095
営業外収益	
受取利息及び配当金	89,753
保険解約返戻金	47,628
その他の	25,184
営業外費用	
支払利息	18,728
社債利息	458
為替差損	32,149
その他の	2,843
経常利益	1,042,482
税引前当期純利益	1,042,482
法人税、住民税及び事業税	268,919
法人税等調整額	13,959
当期純利益	759,603

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						配当 準備金	別途 積立金	圧縮 積立金	繰越 利益剰余金	
2024年6月1日残高	605,000	163,380	640,167	803,548	151,250	40,000	530,000	220,218	7,854,866	8,796,335
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当									△234,430	△234,430
税率変更による積 立 金 の 調 整 額								△11,167	11,167	—
当 期 純 利 益									759,603	759,603
自己株式の処分			4,265	4,265						
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	4,265	4,265	—	—	—	△11,167	536,339	525,172
2025年5月31日残高	605,000	163,380	644,432	807,813	151,250	40,000	530,000	209,051	8,391,206	9,321,507

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
2024年6月1日残高	△660,421	9,544,461	834,272	834,272	10,378,733
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△234,430			△234,430
税率変更による積 立 金 の 調 整 額		—			—
当 期 純 利 益		759,603			759,603
自己株式の処分	48,185	52,451			52,451
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			24,017	24,017	24,017
事業年度中の変動額合計	48,185	577,623	24,017	24,017	601,641
2025年5月31日残高	△612,235	10,122,085	858,290	858,290	10,980,375

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

T O N E 株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	芝 崎 晃
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O N E 株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O N E 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

TONE 株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	西 田 直 樹
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	芝 崎 晃
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TONE株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月22日

ＴＯＮＥ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井 上 昌 良 ㊞

監 査 等 委 員 粕 井 隆 ㊞

監 査 等 委 員 松 井 大 輔 ㊞

監 査 等 委 員 雨 宮 沙 耶 花 ㊞

(注) 監査等委員粕井隆、松井大輔及び雨宮沙耶花は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする役員指名諮問委員会において候補者を審議のうえ、決定しております。また、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別		当社における地位	取締役会 出席状況
1	や の だい じ ろう 矢 野 大司郎	男性	☒ 再任	代表取締役 社長執行役員	12回／12回
2	ひら お もと ひろ 平 尾 元 宏	男性	☒ 再任	取締役 常務執行役員	12回／12回
3	ひら お まさ ひこ 平 尾 昌 彦	男性	☒ 再任	取締役 上席執行役員	12回／12回

候補者
番 号
1

や の だい じ ろ う

矢 野 大司郎

生年月日 1957年4月26日生

所有する当社の株式数 357,000株

再任

略歴および重要な兼職の状況	
1981年 4 月	当社入社
2000年 9 月	当社製造部次長
2006年 3 月	当社製造本部副本部長
2006年 8 月	当社取締役
2015年 8 月	当社常務取締役
2021年 8 月	当社代表取締役・取締役社長
2024年 8 月	当社代表取締役 社長執行役員 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と製造全般における豊富な経験、高い見識に加え、2006年8月の当社取締役就任以降、製造本部長、営業本部長等を歴任し、2015年8月から2021年7月まで常務取締役、2021年8月からは代表取締役・取締役社長として強いリーダーシップを発揮しており、その豊富な経験と企業経営・組織運営に関する幅広い知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者
番 号
2

ひら お もと ひろ

平 尾 元 宏

生年月日 1968年11月11日生

所有する当社の株式数 152,400株

再任

略歴および重要な兼職の状況	
1991年 4 月	当社入社
2009年 8 月	当社製造本部製造部次長
2012年 6 月	当社開発部長
2018年 8 月	当社取締役
2022年 8 月	当社常務取締役
2024年 7 月	TONE ALPHA株式会社 代表取締役社長
2024年 8 月	当社取締役 常務執行役員 現在に至る
(重要な兼職の状況)	
TONE ALPHA株式会社 代表取締役社長	

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。また、国内外グループ会社の経営にも携わり、それらの経歴を通じて、2022年8月からは常務取締役として強いリーダーシップを発揮しており、当社の事業運営に関する相当な知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者 番号 3	ひら お まさ ひこ
	平 尾 昌 彦
再任	生年月日 1959年12月1日生
	所有する当社の株式数 150,300株

略歴および重要な兼職の状況	
2001年11月	当社入社
2009年 8 月	当社開発部長、開発センター長
2012年 6 月	当社河内長野工場長、製造部長
2012年 8 月	当社取締役
2024年 8 月	当社取締役 上席執行役員
	現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。また、海外グループ会社の経営にも携わり、2021年8月からは営業部門の責任者として同部門の中枢を担っております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者は現在当社の取締役であり、当社における地位および担当は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
2. 平尾元宏氏は当社の子会社であるTONE ALPHA株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社に対して当社製品群の卸売販売を行っております。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【ご参考】議案承認可決後の取締役体制 各取締役のスキルマトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合の本株主総会終結後の取締役会の構成および各取締役が保有する主なスキルは、次のとおりであります。

氏名	社外・独立	当社における地位	企業経営	開発	製造生産技術	営業マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル
矢野 大司郎		代表取締役 社長執行役員	◎	◎	◎	○		○	○
平尾 元宏		取締役 常務執行役員	○	◎	◎	○		○	○
平尾 昌彦		取締役 上席執行役員	○	○	◎	◎		○	○
井上 昌良		取締役 (常勤監査等委員)					◎	○	
粕井 隆	●	取締役 (監査等委員)	◎				○	○	
松井 大輔	●	取締役 (監査等委員)					◎	○	
雨宮 沙耶花	●	取締役 (監査等委員)						◎	

- (注) 1. 各人保有のスキルのうち、とりわけ強みのあるものを◎、関連性が強いものを○とし、区分しております。
2. 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以 上



交通のご案内

▶ 河内長野駅（南海高野線、近鉄長野線）からお越しの場合

バス：西出口バスのりば

南海バス「河内長野駅前」1番のりばから約**12分**
(河内長野駅前発 9:19、9:30があります)

「市民交流センター前（図書館前）」下車、徒歩約**8分**

タクシー：西出口タクシーのりばから約**8分**

徒歩：西出口から約**25分**

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承のほどお願い申し上げます。